

意見第 6 号

放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和元年 6 月 18 日

提出者 久喜市議会議員

園 部 茂 雄

丹 野 郁 夫

杉 野 修

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブ（学童保育）は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊びや生活の場所を提供し、その健全な育成を図るものである。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対処する職員のほか、その職員以外の児童に対応する者が必要となるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。

このようなことから、児童を見守る放課後児童支援員等については、研修等により資質の向上を行い、これらの職員の配置等については、国が基準に定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際の従うべき基準となっていた。

しかし、国は当該従うべき基準の規制緩和を求める地方の提案を受け、第 9 次地方分権一括法案を第 198 回国会に提出し、令和元年 5 月 31 日に可決・成立したため、「従うべき基準」から「参考にすべき基準」となり、市町村の条例で設定できるよう緩和されたところである。

このように「参考にすべき基準」へと緩和されたことに伴い、職員が 1 名で多くの児童を受け持つこととなった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。放課後児童クラブにおける、児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的確保と、その資質向上が不可欠である。

国は、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を行っているが、その要件が厳しいことから、事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇改善は、いまだ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 放課後児童クラブ支援員等について、給与等の処遇改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣  
男女共同参画担当大臣  
地方創生担当大臣

あて